

入札説明書

令和2年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院庭園管理業務委託（令和2～4年度）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和2年3月10日(火)
- 2 入札執行者 地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 田中 一成
- 3 担当部署 〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1
地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部経営管理課
電話番号：054-200-1622
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 本事管第297号
 - (2) 業務名 令和2年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院庭園管理業務（令和2～4年度）
 - (3) 業務場所 ①静岡県立こころの医療センター
静岡県葵区与一4丁目1番1号 静岡県立こころの医療センター
静岡県葵区沓谷1-18-25 沓谷医師宿舎
②静岡県立こども病院
静岡県葵区漆山860番地 静岡県立こども病院
静岡県葵区漆山2-1他 職員宿舎等
 - (4) 業務期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日
 - (5) 業務概要 仕様書のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の維持管理業務競争入札参加資格において、「除草」、「剪定」の業務区分について、全ての競争入札参加資格を有する者であり、かつ静岡市内に本社又は営業所が存在すること。
- (3) 建設業法による経営事項審査において技術者数(業種区分:造園工事)が3名以上いること。
- (4) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年度集用第103号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により期限までに**入札参加資格確認申請書**（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は受理した申請書及び資料の不足又は不備等により入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

- ア 提出期間 公告の日から令和2年3月17日(火)まで（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合には除く。）の午前9時から正午、午後1時から午後4時まで
- イ 提出先 上記3に同じ
- ウ その他 申請書及び資料は各1部を提出する。また、返信用に長形3号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手404円分貼付のこと）を併せて持参により提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和2年3月19日(木)までに通知する。

- (3) 申請書は**様式1**により作成すること

- (4) 資料とは、次によるものをいう。

- ア 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し
- イ 経営事項審査にて提出した技術職員名簿及び1級又は2級造園施工管理技士を証明する技術検定合格証明書の写し（3名以上提出のこと）

- (5) その他

- ア 申請書・資料の作成及び申込みに係る費用は申請者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- オ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る（国際機関による証明書は英語でも可とする。ただし、日本語の訳を添付すること）。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和2年3月23日(月)までに日本語の書面(様式任意)を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和2年3月25日(水)までに説明を求めた者に対して日本語の書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 仕様書等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和2年3月17日(火)まで
- (2) 交付場所 機構ホームページ上に掲載し、直接配布は行わない。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 令和2年3月26日(木) 14時00分
- (2) 入札執行場所 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1
静岡県立総合病院循環器病センター6階臨床教育講義室
- (3) 委任状 代理人が入札を行う場合、様式2により委任状を作成すること
- (4) その他

ア 郵送及び電送による入札は認めない。

イ 入札書の提出にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを添えて提出すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札が予定価格の範囲内には、再度入札を直ちに実施する。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

10 開札

開札は9に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

15 異議の申し立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 支払条件

年4回の分割払いとする。

17 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和2年度予算の成立を条件とする。
- (2) 入札参加者は、契約書及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他詳細不明の点については、次の機関へ照会すること。

- ・入札手続きに関すること

静岡県立病院機構本部事務部経営管理課 企画・情報班
(電話番号：054-200-1622 内線 3194)

- ・各病院の仕様に関すること

県立こころの医療センター事務部 総務経営課 総務係
(電話番号 054-271-1135 内線 213)

県立こども病院事務部 総務課 管財係
(電話番号 054-247-6251 内線 2459)